

令和4年度　社会的養護施設第三者評価結果

《基本情報》

対象事業所名	横浜中里学園
経営主体(法人等)	社会福祉法人 幼年保護会
対象サービス	児童養護施設
設立年月日	平成 29 年 4 月 1 日
定員（利用人数）	45 名
事業所住所等	横浜市青葉区みたけ台 26-53 ／ 電話番号 045-511-7650
職員数	常勤職員 35 名 ・ 非常勤職員 9 名
評価実施年月日	令和 4 年 12 月 6 日・7 日
第三者評価受審回数	1 回
実施評価機関	株式会社 R-CORPORATION

《実施方法》

評価項目	全国社会福祉協議会版（児童養護施設）
自己評価実施	期間：令和 4 年 12 月 6 日～令和 4 年 12 月 25 日
利用者本人アンケート	期間：令和 4 年 10 月 1 日～令和 4 年 10 月 25 日

＜概要＞

横浜中里学園は児童福祉法に基づいて社会福祉法人幼年保護会（以下、法人という）が経営する児童養護施設です。所在は、東急田園都市線青葉台駅郊外みたけ台の丘陵にあり、近くには中学校や神社、みたけ台公園等があります。社会福祉法人幼年保護会は明治39年に児童自立支援施設「横浜家庭学園」を設立・運営している法人であり、その実績を基にこの地に児童養護施設「横浜中里学園」を開設しました。運営の基本としては、「横浜家庭学園」と同様、「勤勉、独立、共同、正直、清潔」を5大主義として掲げ、キリスト教プロテスタンント主義の精神により、子どもたちの健やかな成長と自立に向けた支援を行っています。

横浜中里学園は、隣地にあった神奈川県立中里学園が移転・閉園となり、県立中里学園が青葉区の地域で培ったノウハウを継承することも含めて横浜市の認可を得て児童養護施設を開所しました。法人が児童養護事業に至る経緯は、第4代社会福祉法人幼年保護会会长の有馬和光先生が「児童自立支援施設を退園する子どもたちの受け皿となる児童養護施設を作りたい」という思いからであり、現園長はその願いを具現化し、様々な子どもたちの支援に尽力しています。しかし、児童は児童相談所経由の受入れが多く、法人系列の横浜家庭学園のOGの受け皿としては十分でない点は今後の課題と言えます。

施設の建物は、子どもたちの生活スペース 2 棟、地域交流スペースとなるホール 1 棟の計 3 棟が設けられています。令和 4 年 10 月 1 日現在、利用者は男児 27 名、女児 16 名の計 43 名が在籍し、職員 44 名で運営を行い、子どもたちは地域の幼稚園、小学校、中学校、高校に通っています。

《特徴や今後期待される点》

1. 《施設の健全運営》

横浜中里学園では、子どもたちの生活の質を担保しつつ節約に努め、健全で透明性のある施設運営を継続して行っています。また、家庭復帰や自立に向け、調整が必要な子どもたちが多く在籍しているため、児童相談所や保護者、学校等との連携を密に取り安定した支援を目指していきます。

2. 《アフターケア事業の推進》

横浜中里学園では、昨年度創設した「横浜中里学園自立支援基金」を有効に活用し、退園児童の生活を物心両面で見守り、B4S（ブリッジフォースマイル）関係機関と密に連携を取りつつ、組織的かつ機動的な対応を行います。また、自立を目指す在園生についても、児童相談所、各支援団体等と有効な連携を図ると共に自立支援ネットワーク連絡会をはじめとする各種連絡会に積極的に参加し、他施設、他機関との連携を進めています。

3. 《施設内連携の強化と研修体系の充実》

管理職・棟・ユニット調理場等各部署の横断的な「報告・連絡・相談」に努め、子どもの支援について職員が一人で悩み、課題を抱え込まないよう、組織として対応できる体制を整えます。また、家庭支援チーム会議や各棟間での人事交流研修等を活用し、職員間の情報の共有や支援の向上に努めます。また、他の施設の支援体制や取り組みを学ぶために種別を超えた勉強会等の職員交流に参加していくと共に、外部研修への積極的な参加を促しています。

社会的養護施設第三者評価結果

<全国社会福祉協議会版>

第三者評価受審施設 児童養護施設 横浜中里学園	
評価年度	令和4年度
評価機関	株式会社 R-CORPORATION

【共通評価基準】45項目

共通評価基準 I 養育・支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

【1】 ① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

評価結果 A

コメント

横浜中里学園の基本理念、基本方針は、学園のパンフレット、事業計画等に記載しています。特に、理念は法人が定める「勤勉、独立、共同、正直、清潔」を、キリスト教プロテスタント主義の精神に基づいて明治39年に作成されて以来、継続して維持し、子どもたちの健やかな成長と自立に向けた支援を継承しています。基本方針は各年度の事業計画に明示し、①「入所児童の権利擁護」、②「施設の健全運営」、③「アフターケア事業」、④「施設の機能強化と地域連携」⑤「施設内連携の強化と研修体系の充実」⑥「人材確保と職員育成、適切な労務管理の実施」を掲げています。理念・方針は、全職員に対して研修において周知し、「生活に実践すること」を課題として取り組んでいます。また、理念・方針は事務室にも掲示し、常に確認できるようにしています。子どもや保護者へは、職員が学園のパンフレット等を使い説明し、理解を促しています。

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

【2】 ① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

評価結果 A

コメント

年度始めに今年度事業計画、前年度事業報告を作成しています。今年度事業計画、前年度事業報告は法人として事業計画、事業報告に沿って作られたものと、各棟から出された事業計画、事業報告をまとめて作成しています。昨年度の「事業報告」は①「入所児童の権利擁護」、②「施設の健全運営」、③「アフターケア事業」、④「施設の機能強化と地域連携」⑤「施設内連携の強化と研修体制の充実」⑥「人材確保」の内容を報告しています。

【3】 ② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

評価結果 A

コメント

経営課題については、事業計画・事業報告で示され、月1回開催される理事会で報告を行い、討議を図り、役員間で課題を共有しています。職員には職員会議等で周知し、運営会議、棟会議、ユニット会議、支援検討会議、各種委員会等で討議を図り、課題解決について話し合い、施設全体で取り組んでいます。

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

【4】 ① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

評価結果 B

コメント

法人として長期(15年)の目標(ビジョン)を持っており、法人系列施設ごとに5~10年の期間を設けて体制等を含めた中・長期計画の構築を進め、毎年度の事業計画を作成し、事業の運営及び課題対応等に対処しています。児童在籍数は、令和4年10月1日現在、定員数(45名)に若干の余裕がありますが、職員は非常勤・兼務職員含めて44名にて対応し、日々の養育支援や子どもの支援について会議等で話し合っています。全体として、ビジョンと事業計画はあるものの、中・長期計画の図形が引けていない現状があり、単発の事業計画を支える中・長期計画が見える経営に近づけることが望されます。

【5】 ② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

評価結果 B

コメント

単年度の事業計画は、昨年度の状況を踏まえた単年度計画を作成し、それに極力ビジョンを踏まえた計画を織り込むようにしています。単年度計画は、基本的には実行可能な内容を組み込んで実施しており、単なる行事計画とはせず、課題を設定し、実施状況の評価を行う内容となっています。

(2) 事業計画が適切に策定されている

【6】 ① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

評価結果 A

コメント

単年度の事業計画の策定プロセスは、委員会、職員会議の意見を基に、理事長を交えて話し合い、期間、期末等、節々での計画の評価及び反省を手順に沿って実行しています。職員においては事業計画の策定について当事者意識の乏しさも否めず、幹部育成を視野に入れ、棟ごとに事業費内の使用可能な費用の概要を説明し、将来的に職員会議で運営を討議できるよう幹部教育を進めています。年度末の見直し等は、次年度の事業計画に反映し、確定した事業計画や事業報告は職員会議で職員に報告し、周知を図っています。

【7】 ② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

評価結果 B

コメント

保護者に対しては、養育における問題を持つケースを鑑み、事業計画は周知していませんが、子どもとの関係修復がある程度見込める場合は周知する機会を設け、個別に知らせるケースもあり得ます。事業計画の中の地域活動、文化活動については、子どもの意見を汲み入れ、評価する機会を設けています。子どもに対する周知では、行事計画に置き換えた関係事項について、「子ども会議」の席上または、棟ごと及び、年齢別に関係ある子どもに説明し、職員と一緒に活動しながら理解を促しています。

4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている

【8】 ① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

評価結果 A

コメント

学園では、職員の質の向上即ち、アセスメント力の向上が最重要課題と考え取り組んでいます。個人一人の力とせず、カンファレンスを開き、他職員の意見を聞ける機会を持つようにし、児童一人ひとりの強みは何かを知り、伸ばすことが重要であるとし、個の芽を摘み取らない支援が必要と考え取り組んでいます。特に、支援に関する事項について、会議、研修を強化して実行し、質の向上に力を入れています。また、家庭支援先任者会議を開き、自宅復帰や自立に関して意見の共有ができる体制も進めています。

【9】 ② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

評価結果 B

コメント

評価結果、自己評価から抽出した学園の課題等については職員会議で話し合い、改善策を検討し、実行する仕組みは整えています。各棟での問題点は単に寮(棟)の問題でないケースも多く、会議に取り上げ、学園全体の問題として共有することで1つの寮(棟)の事例が学園の問題を解く道標となることを全職員が理解するよう促しています。課題・評価等の内容は、パソコン内に共有し、全職員で閲覧及び確認できる体制を敷き、共有化を図っています。非常勤職員には口頭伝達及び回覧し、共有しています。さらに、職員誰もが改善策の詳細が分かるよう仕組みを構築しています。

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている

【10】 ① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

評価結果 A

コメント

園長の役割と責任は明文化され、職員には会議や研修等で表明しています。事務分担表を定め、幹部職員の事務内容、各部署の担当職員・専門支援担当・研究会、実習生受入れ等の担当・委員会、部会、各係の担当職員・児童家庭支援センターの担当職員等の業務内容を定め、職員に周知しています。毎年、分担職務・内容は最善となるよう見直しを図っています。緊急事態等における職務代行についても事務分担表に明示しています。運営体系図は、事業計画に記述し事務所内に掲示していますが、有事の際は情報が園長に集約される体制を構築し、責任の明確化と指示指導の下、職員の行動に対してリーダーシップを発揮しています。各寮（棟）には、主任、グループリーダーを配置し、主任に寮（棟）を総括する権限を委譲しています。現在、園日誌を導入し、問題点等に関して日誌の「連絡・特記事項」に記載し、翌日の職員会議で報告し合い、職員間で共有化を図り、適切な支援に当たっています。

【11】 ② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

評価結果 A

コメント

児童養護施設として関係法令の熟知と遵守が必須条件であり、学園としての「横浜中里学園職員倫理綱領」を作成し、職員に会議・研修等で特に、関係法令の遵守について徹底周知を図っています。関連法令の制定、変更に関しては理事会経由で法令改正情報が入手され、法人契約の社労士と検討会を毎月実施しています。園長は常にコンプライアンスに配慮し、職員にも指導しています。関係法令についての研修を職員に推奨し、研鑽を図っています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている

【12】 ① 養育・支援の質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。

評価結果 A

コメント

園長は、職員の模範となるよう率先垂範して示し、各職員に業務を任せつつ、常に助言・指導を行うようにしています。自立支援計画の策定、評価・分析について職員会議等で職員から意見を聞き、コメント及び指導を行っています。園長は、養育・支援の質の向上に意欲的に取り組み、園長自ら自己研鑽に励み、専門性の向上に努めると共に、各職員の資質向上に取り組んでいます。

【13】 ② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

評価結果 A

コメント

園長は職員会議、運営会議、朝の連絡会に参加し、業務の効率化と改善点を把握し、評価及び見直しを図り、指導力を発揮しています。運営に関して、現在の定員数、各寮(棟)の変動数に意識を持ち、各寮(棟)の職員体制、業務の実効性の検討を図り、経営の改善につなげています。

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている

【14】 ① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

評価結果 A

コメント

必要な福祉人材や人員体制に関しては、常に検討している課題もありますが、各寮(棟)に必要な人員の確保はできており、常にプラスαの職員が在籍しています。基本的にはホームページからの問い合わせや、実習生から採用につながる体制にあります。人材確保の困難が生じた場合に備え、現有の職員の質の向上体制の構築を重要事項とし人材育成計画を進め、外部研修への受講の推奨と併せて園長自らも研鑽を図り、内部強化に努めます。効果的な人材確保及び定着を鑑み、職員の処遇改善加算、各種手当の支給アップ等具体的に取り組んでいます。

【15】 ② 総合的な人事管理が行われている。

評価結果 A

コメント

「期待する職員像等」については法人の理念及び横浜中里学園職員就業規則に示されており、事務分担表で各幹部職員、担当職員それぞれの業務について示し、全職員に周知しています。人事管理では、就業規則、給与規定を整備し、初任給や昇格に関しては法人の規程に準じ、体制を整えています。職員の評価、人材募集及び採用、職員配置、研修において適正に実施し、処遇の見直し等で職員のモチベーション向上につなげ、業務の効率化を図っています。研修については外部研修を活用し、横浜市社会福祉協議会、情報研修センター等からの情報を基にパソコン内に外部研修一覧を示し、職員に周知しています。

（2）職員の就業状況に配慮がなされている。

- 【16】 ① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

評価結果 A

コメント

各寮(棟)の担当職員は交代の勤務体制であり、24時間児童と生活を共にしています。職員一人ひとりのワーク・ライフ・バランスに配慮し、個人の自由な時間の確保、精神衛生上の管理に十分配慮し、心理士が心身のフォローに当たり、支援をする体制を維持しています。また、有給休暇において特別休暇(1週間程度)の取得(寮(棟)で調整の上)も可能にしています。シフトについては、休暇等の取得を含め、職員の希望に応じて前月に作成しています。また、定期的に園長、副園長が職員の相談、意向等に応じる機会を設け、必要に応じて業務、配置の見直しを行う等、働きやすい職場作りに努力しています。

（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

- 【17】 ① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

評価結果 A

コメント

園長との職員面談では、年度の事業計画に示されている法人の基本方針及び、本年度の取り組みの理解度を確認し、学園の基本方針、年度の重点支援目標に基づいて各職員の目標を設定し共有しています。目標管理については、園長は職員面談にて個人目標の進捗を把握し、達成度・改善点等の確認及び助言を行い、次年度に向けて各職員の目標を決めています。

- 【18】 ② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

評価結果 A

コメント

研修計画は年度の事業計画において法人研修、園内研修、階層別研修、テーマ別研修等に区分して計画しています。研修計画に沿い、各職員の必要な研修にシフトを調整して受講できるようにしています。また、希望により外部研修の受講も可能とし、技術・知識の向上を推進しています。研修計画は、定期的に広報・研修委員会を開催し、研修内容、カリキュラムの評価・見直しを行い、次期計画につなげています。

- 【19】 ③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。

評価結果 A

コメント

研修計画は、事業計画を通して職員に周知を図り、職員の知識・技術水準・専門資格の取得等について推奨し、個別的なOJTも含め、質の向上につなげています。また、スーパービジョンの体制(幹部が各部署で必要に応じて実施)を確立し、職員の継続的な教育を通じて専門的スキルを向上させるよう、今後も優先事項として考えています。

(4) 実習生等の支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。

- [20] ① 実習生等の養育支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

評価結果 A

コメント

実習生受入れマニュアルを整備し、実習指導者を設け、事前にオリエンテーションで学園の方針、留意事項等を説明し、実習生を積極的に受入れています。実習では、専門職種の特性に合わせてプログラムを作成し、実習依頼校と連携を図り、実習日終了ごとに振り返りを行い、効果的な実習内容にするよう努めています。前年度は、1つのユニットに年2～3回実習生を受入れ、令和3年度は12校から20名を受入れています。実習指導者に対する研修については、各寮(棟)のグループリーダーが実習時や打合せ時に参加してサポートしています。実習担当職員は綿密・丁寧に実習指導を行っており、最終日には約1時間、しっかりと振り返りを行い、実習生がレポートを仕上げやすいよう支援しています。

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

- [21] ① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

評価結果 A

コメント

法人の理念、目標、活動等についてホームページに掲載し、社会福祉法人として事業計画、事業報告を開示し、情報を閲覧できるよう運営の透明性に努めています。横浜市役所や各学校との連絡会の開催、地域との連携、情報交換の機会として中里学園主催の地域ネットワーク会議を年1回開催しています。参加者は民生委員、自治会、児童相談所、青葉区、青葉区社会福祉協議会、横浜市こどもの権利擁護課等から17名強が参加して情報共有を図っています。また、学園の広報誌として、年1回「丘の上便り」を発行し、学園の情報を発信しています。学習ボランティアには延26名が来園しています。

- [22] ② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

評価結果 A

コメント

公正且つ、透明性の高い運営に向けた規定及び資料を作成し、ホームページにも掲載して公表しています。契約時においては反社会的勢力との契約は行わず、高額購入の際には法人経理規定に則り公明正大に取引を行っています。法人のあらゆる相談に社会保険労務士、顧問弁護士を委託し、決算報告書等は外部監査機関（公認会計士）の活用等により事業・財務に関して外部の専門家によるチェックを受け、助言等を運営に生かしています。

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている

- [23]** ① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

評価結果 A

コメント

地域との交流の重要性を認識し、地域・自治会との関係を大切にしています。横浜中里学園として「施設の機能強化と地域連携」を挙げ、中里学園主催の「地域ネットワーク会議」を開催し、地域に開かれた施設運営を目指しています。また、「児童家庭支援センター」を併設し地域等の相談に応じています。また、新型コロナウイルス禍（以下、コロナ禍という）で中止が多かった行事（花見、夏祭り、デイキャンプ、花火大会、初詣、映画鑑賞、職員との外出、買い物等）も今年は緩和され、チャーターフライト、ベイスターズ招待、ピーコルセアーズ招待等の実施を予定しています。高校生以上は、外部でのアルバイトも認め、社会性を培っています。尚、学校の友だちを各ユニット、部屋には入れない条件にて学園内に招き入れて遊ぶこと等は了解事項としています。

- [24]** ② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。

評価結果 A

コメント

ボランティアについては、受入れマニュアル・受入れのレジュメを整備し、受入れ窓口の担当職員を定めて受入れています。ボランティアの受入れ状況は、絵本の読み聞かせ、遊び、リトミック（やや減少）、学習補助（週2回）、イベント・行事の手伝い、環境整備、理・美容、裁縫等となっています。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

- [25]** ① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

評価結果 A

コメント

行政、児童相談所等公的な団体と連携を図る他、自治会・各学校との連携や、ボランティア、里親等の協力を得て養育・支援を行っています。また、学校への通学の見守りや地域の病院等の利用を含め、職員間でミーティング等において地域情報の共有を図り、活用するようにしています。

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

- [26] ① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

評価結果 A

コメント

児童養護施設として、児童相談所と連携しながら対象児童の養護を行う傍ら、学園に併設した「児童家庭支援センター」の活用により地域の子育て相談事業を通じた地域との交流が深まっています。地域の方々との交流は、学園にとってもプラスの要因であり、福祉ニーズを把握する機会、卒園児、アルバイト等、施設の子どもたちにも良い影響を与えています。行政や地域とは、会合や研修等で幅広く交流する機会を設け、地域の福祉ニーズの情報を得ています。青葉区もしくは横浜市北部児童相談所からの要対協対応、子育て短期支援事業の預かり事業世帯は10世帯あり、月2回平均で受入れています。

- [27] ② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

評価結果 B

コメント

現在、地域の方々や多くのボランティアから支援・協力を得て、学園の運営を行っています。学園の見学者については、コロナ禍で受け入れできない時期が約2年続きましたが、令和3年度は支援学校から2名、大学2校から8名、高校生が2名、合計12名を受け入れました。中里学園の自立支援費は退園生及び退園予定者の資金繰りに補う予定ですが、養成校の複数の講師料もプールしており、この学園の有する機能・ノウハウを地域へ還元したいと考え、検討しています。

共通評価基準III 適切な養育・支援の実施

1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。

- [28] ① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつたための取組を行っている。

評価結果 A

コメント

子どもを尊重する姿勢は、学園の「令和4年度事業計画」1、2で明確にしています。理念のキリスト教精神に則り、法人設立理念である「勤勉・独立・共同・正直・清潔」を守り、子どもたちの健やかな成長と自立に向けた支援を行うとし、方針では、「(1)いかなる差別や虐待も許さず、権利侵害防止に努め、子どもが社会の一員として自立していくよう支援します。(2)幅広い層の子どもたちを受け入れ、それぞれの発達段階に応じた生活空間が提供できるよう小規模運営を行います。また、「一人ひとりのライフヒストリーを大切にし、自己肯定感が持てるよう支援します」を掲げ、実践しています。また、学園の倫理綱領や規則・規程等を整備し、職員へは会議、研修等で周知徹底を図り、子どもを尊重した養育・支援を実施しています。法人の事業計画の基本方針に、「入所児(子ども)の権利擁護を図り、入所児の支援計画を基に支援を行う」と明確にしています。

[29] ② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。

評価結果 A

コメント

子どものプライバシー保護・権利擁護については、前述「令和4年度 事業計画」の2.基本方針で挙げている通りです。また、同事業計画の3. 重点支援目標(1)でも、入所児童の権利擁護を挙げ、児童らの自立支援の充実に努めています。学園としては、児童らの発達段階に応じた生活空間を提供できるよう小規模ユニット運営を行い、個室化を目指し、児童らのプライバシー保護に配慮しています。尚、これらの取り組みについて、児童に「権利ノート」を配付し保護者にも周知しています。

(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

[30] ① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。

評価結果 A

コメント

学園のパンフレットに、基本理念や生活の流れ、行事、各寮(棟)・ユニット内等の写真・図・イラスト等で紹介し、その内容を分かり易く説明しています。学園に入所予定の子どもや保護者には、パンフレットを使って丁寧に説明しています。学園への見学者も受入れています。子どもや保護者等への情報提供については適宜、見直しを図りながら伝えてています。但し、養育に問題のある保護者のケースは、児童相談所が判断した上で情報提供するようにし、通常は直接情報を提供することは控えています。

[31] ② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。

評価結果 B

コメント

学園が行う養育・支援について、子どもや保護者ができるだけ主体的に選択ができるように配慮しています。養育・支援の内容の説明は児童相談所担当の承諾の下、子どもや保護者等の自己決定を尊重しています。養育・支援については、子どもや保護者の同意を得て、自立支援計画を作成し実施していきます。尚、意思決定が困難な子どもや保護者については、ルール化した内容で適切に説明し、運用するよう配慮しています。

- (32)** ③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。

評価結果 B

コメント

養育・支援の内容の変更に当たり、子どもの支援内容に著しい変更や不利益が生じないよう配慮しています。また、他施設や地域・家庭への移行については、児童相談所が引き継ぎ文書の作成を行い、学園は支援の継続性を保つための情報提供をするようにしています。退所した子どもが相談や困り事等で助けを求めてきた場合（自立支援室に戻って来たケース等）には、学園ではできる限りの対応を行い、退所時に子どもに対してメッセージを伝えるようにしています。「令和4年度事業計画」の3. 重点支援目標として、(3)アフターケア事業（自立支援基金が中心）により、退園児童の生活の安定を見守り、機動性のある対応を行うこととしています。措置の延長について、退所後は難しい状況です。

(3) 子どもの満足の向上に努めている。

- (33)** ① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

評価結果 A

コメント

学園では、子ども一人ひとりの状況・情報等を把握及び理解するために、定期的に調査を行い、子どもの満足度、安心感につなげるよう取り組んでいます。また、「子ども会議」（不定期にて寮（棟）ごとの他、年齢別にも実施）や、面談で話を聞く機会を設け、子どもの意向等を把握しています。また、心理士が子どもの相談やサポートに努め、定期的に利用する子どもをフォローしています。確認した意向は自立支援計画に落とし込み、支援に加えています。

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

- (34)** ① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

評価結果 A

コメント

苦情解決については、各寮（棟）の主任を苦情受付担当者とし、園長を苦情解決責任者として定めています。寮（棟）会議で苦情についての検討を行い、園長の指導の下、解決を図っています。学園の正面玄関に意見箱を設置し、自由に意見を述べられる環境を整えています。苦情解決の仕組みについては、入所のしおりに記載し、子どもたちに周知しています。苦情相談に関しては、意見等を言いやすい環境作りを行い、相談できるよう担当職員を示し、相談しやすい雰囲気作りに努めています。意見等の検討結果は職員会議で報告し、全体で共有を図り、支援の向上に生かしています。令和3年度事業報告では、意見箱での件数は34件でした。意見箱の意見に関しては、子ども、職員双方にデリケートなケースを考慮し、運営会議で区分けし、担当職員に振り分けをしています。

[35] ② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。

評価結果 A

コメント

入所(入園)時に配付される「入所のしおり」には、相談可能な職員について説明をしています。また、職員以外でも相談できる窓口があることも記述しています。学園内には相談を受ける部屋もあり、他人に知られないようプライバシーに配慮しています。調査当日の子どもの面接では、各寮(棟)の担当職員が相談に応じてくれると答え、「相談できる友人はいますか?」の質問では、「います」という返事が返っていました。職員は、「子どもたちをどう成長させるかを考えて対応している」と職員ヒアリングの際に聞きましたが、「〇〇をしたい」とはっきり表現できる子どもが少ないとの声もあり、それだけに子どもの声が聞こえたことについて、「大切にしてあげたい」と考えています。相談可能な職員、友だちが居るということは、子どもにとって心強い支えになっていると言えます。

[36] ③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

評価結果 A

コメント

相談や意見を受ける方法・手順等をマニュアルに記載し、苦情受付の体制を整えています。マニュアルは定期的に見直しを行っています。子どもからの相談や意見は、迅速に対応しており、意見箱の設置やアンケートの実施、苦情受付の書類も整えています。相談に関しては、全体として考えるべきものについては、全体で考える機会（子ども会議等）を設け、個別については個別面談を速やかに行い、対処しています。養育・支援の向上への取り組みは必須であるとし、園長を人権擁護責任者とし、研鑽を重ねています。

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われてる。

[37] ① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

評価結果 A

コメント

リスクマネジメント体制については、副園長の下、学園内に「リスクマネジメント・人権擁護推進委員会」を設置し、対応しています。「令和4年度事務分担表」により、年少棟グループリーダーが平成31年より継続して委員会の取りまとめを担当しています。権利擁護、施設内虐待防止の研修企画、苦情解決システムの周知、ヒヤリハット等の集計・分析により、事故防止と支援の質の向上を図っています。職員への安全確保・事故防止に関する研修や、児童に向けた研修を行っています。他、年1回全児童に対する人権に関する聞き取り調査や、生活とは別に「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト2022年版」(全社協全国児童養護施設協議会発行)の取りまとめも実施しています。調査や取りまとめた内容等は職員に周知しています。常に、各対策は定期的に評価・見直しを行い、より良い改善策等の検討に努めています。

[38] ② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

評価結果 A

コメント

子どもの健康管理は、嘱託医と職員で連携を図り行っています。学園では「保健・衛生委員会」を設置して対応し、委員会では、保健衛生・健康の維持増進についての検討の他、予防接種や健康診断、感染症への予防・対策に対応しています。感染症対応マニュアルは栄養士が作成し、全職員に周知徹底を図っています。感染症については、施設内は子どもの年齢幅が広いため、多種の感染症の対策を講じ、予防に注力し、うがい・手洗いの励行を指導しています。尚、インフルエンザやノロウイルス等の感染症では、処理用セット（消毒液やゴム手袋等）を備え、対処方法を職員に指導しています。子どもの健康に関して、抗原検査キット、パルスオキシメーターを保有し、毎朝の検温も欠かさず実施しています。

[39] ③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

評価結果 B

コメント

「環境・防災委員会」を設置し、防災対策、防災訓練及び環境に配慮した取り組み等についての企画・立案・実施をしています。青葉消防署との連携による避難・消火訓練(年1回実施)の他、学園内で毎月、避難訓練を実施しています。委員会では、地域防災会議・訓練への参加、施設内の安全点検、災害時備蓄品の管理等の対応、青葉警察署との連携(研修)により、不審者等の侵入に対する防犯対策に対応しています。緊急時の子ども及び職員の安否確認に必要なケースの対応について、広報誌作成担当者を中心に検討中です。

2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。

[40] ① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。

評価結果 A

コメント

標準的な実施方法については、学園の運営指針を文書化して示し、子どもの尊重、プライバシーの保護、権利擁護に関わる対応を明示しています。職員には、研修を実施し、必要時は個別指導も行い、職員に周知徹底を図り、年度末に振り返りを実施しています。自立支援計画のための簡易作成マニュアルも整備しています。

[41] ② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

評価結果 A

コメント

養育・支援の標準的な実施方法を定め、年度初めに自立支援計画を策定し年度末に見直しを実施しています。検証・見直しでは、自立支援計画の内容を必要に応じて反映させ、また、職員や子どもからの意見や提案も反映させています。

(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

[42] ① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

評価結果 A

コメント

子どもの個別的な自立支援計画は、副園長が取りまとめています。自立支援計画（標準フォーマット、簡易作成マニュアルあり）の作成については、入所時に児童相談所から受け取った児童記録、生育歴、健康記録等及び子どもや保護者からの提出書類・ヒアリング等を加味し、担当職員も含めてアセスメント会議を開催し作成します。その際、子どもや保護者のニーズや学園側の具体的な養育・支援内容を明示しています。自立支援計画は児童相談所に提出し、意見を求めて協議をしています。作成した自立支援計画は、子どもにも説明し同意を得ています。自立支援計画は年度末には見直し、再評価を行います。尚、支援困難ケースへの対応については慎重に検討し、児童相談所と協議しながら作成するようにしています。

[43] ② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

評価結果 A

コメント

自立支援計画を基に養育・支援を行い、定期的に計画の見直し(年度末)を実施し、見直し後は職員会議等で周知しています。自立支援計画を緊急に変更する場合の仕組みに関しては、その都度、副園長・担当職員等で話し合い、情報の共有を図り、園長の承認を得て支援に反映させています。変更内容については児童相談所とも再度協議しています。自立支援計画の評価・見直しについては、職員は常に支援の質の向上を目指し、課題に取り組んでいます。

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。

(44)	① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。
------	---

評価結果 A

コメント

子どもに関するデータは、パソコンを活用してデータ入力・管理保存をする仕組みになっています。作成データは学園が定める記録様式に則り、共有ファイルに保存しています。尚、パソコン利用についてはID／パスワードを設定し、共有ファイルのセキュリティは保たれています。職員間で情報共有する場合は、職員会議等で説明及び周知するようにしています。現在、各寮(棟)と管理棟とは LAN 対応になっており、入力された情報の伝達は円滑・迅速に連携が図られています。

(45)	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。
------	--------------------------

評価結果 A

コメント

「令和4年度事業計画」の2. 基本方針で権利侵害防止に努めるとし、同3. 重点支援目標(1)では入所児童の権利擁護を謳っています。これらから、プライバシー保護を挙げており、個人情報については、不適切な使用や外部への漏洩等が発生しないよう対策には十分に留意するようにしています。その為、個人情報保護については運営規程で定め、園長が記録管理の責任者としています。個人情報の取扱いについては全職員に研修で周知を図り、その保護を徹底しています。個人情報の取扱いはプライバシー保護の観点で、子どもや保護者にも説明しています。

【内容評価基準】24項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 子どもの権利擁護

(A1)	① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。
------	---------------------------

評価結果 A

コメント

子どもの権利擁護については、「令和4年度 事業計画」2.基本方針の(1)いかなる差別や虐待も許さず、権利侵害防止に努め、子どもが社会の一員として自立していくよう支援します。とし、3. 令和4年度重点支援目標で、(1)入所児童の権利擁護を挙げています。これらの内容は、全職員に周知されており、職員向けの「倫理規程」にも定めています。職員版として「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト 2022年版」を活用し、人権擁護、人権侵害の防止、性的虐待防止について自己評価を実施するようにしています。また、学園の基本理念はキリスト教精神に則っていますが、子ども及び保護者の思想・信教の自由は、配慮し保障しています。

(2) 権利について理解を促す取組

- [A2]** ① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。

評価結果 A

コメント

子どもには「権利ノート」が配付されており、内容については入所時に児童相談所が説明をしています。入所（園）後、学園でも子どもに研修等で説明するようにしています。職員に対しては、子どもの権利について研修を実施しています。職員は、子ども同士でトラブルが発生しないよう注意しながら擁護・支援をしていますが、子どもが問題を抱えている場合は、いつでも担当職員や意見箱への投函、心理士等と相談等ができるようにしています。また、「こども会議」で意見を言うこともできるようにしています。

(3) 生い立ちを振り返る取組

- [A3]** ① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。

評価結果 A

コメント

子ども一人ひとりの成長歴や特性を踏まえた児童自立支援計画を策定し、養育・支援をしていく中で、事実を伝える必要性を踏まえ、子どもの発達過程での理解度や個々の事情を配慮して慎重に対応しています。伝え方やその内容は、事前に職員会議等で検討し、職員間で情報を共有しています。尚、事実を伝えた後、子どもの変容等を把握し適切なフォローを行っています。一人ひとりの成長の記録として、アルバム作成を行い、空白期間が無いように写真等で記録の収集・整理に努めています。学校に通学している場合は学校と連携を図り、協力を得ています。将来、子どもの成長の過程を示すものとなるため、職員と子どもが一緒に作業をするようにしています。

(4) 被措置児童等虐待の防止等

- [A4]** ① 子どもに対する不適切なかかわり防止と早期発見に取組んでいる。

評価結果 A

コメント

子どもの権利擁護については、「令和4年度 事業計画」2.基本方針(1)「いかなる差別や虐待も許さず、権利侵害防止に努め、子どもが社会の一員として自立していくよう支援します」と定めており、体罰や不適切な関わりを排除するとしています。また、「リスクマネジメント・人権擁護推進委員会」で、権利擁護、施設内虐待防止の研修企画、子ども向けの研修企画、苦情解決システムの周知、年1回の全児童に対する人権に関する聞き取り調査、「児童養護施設における人権擁護のためのチェックリスト」の活用、ヒヤリハット報告の集計・分析を行い、事故防止と支援の質の向上等に取り組んでいます。子どもたちには「権利ノート」や「入所のしおり」に記載されている苦情相談窓口や他の相談窓口、児童相談所等にも連絡できることを説明しています。尚、「パワハラに関する規程」もあります。学園内で虐待等不適切な関わりが発生しないように、経営陣・管理者・職員が一丸になって取り組んでいます。

(5) 支援の継続性とアフターケア

- [A5]** ① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。

評価結果 A

コメント

「令和4年度 事業計画」の3.重点支援目標で、(2)施設の健全運営、(4)施設の機能強化と地域連携で、積極的に入所(園)児童の受け入れや子どもの生活の質の向上に努めています。入所(園)時には、児童相談所との支援計画作成に当たりケースカンファレンスを実施し、入所(園)児童への対応を検討しています。入所(園)後も、担当職員・心理士・家庭支援専門相談員等により、児童の悩みや相談に応じる体制が作られています。前述の通り、子どもの権利擁護は重点支援目標で対応しています。児童の退園に当たり、学園では重点支援目標の(3)アフターケア事業で、児童相談所・学校関係機関と連携し、退園児童の生活の安定を見守り、機動性のある対応を行うようにしています。

- [A6]** ② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリーピングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。

評価結果 A

コメント

子どもの退園時には諸調整を行う担当者を決め、リーピングケアの対応を行っています。「令和4年度事業計画」の3.重点支援目標に掲げたように、家庭復帰や自立に向け、調整の必要な子どもたちが多く在籍しているため、児童相談所や保護者、学校等との連携を密に取り安定した支援を目指しています。また、昨年度創設した「横浜中里学園自立支援基金」を有効活用し、退園児童の生活を物心両面で見守り、B4S(Bridge for Smile)等の支援団体や、児童相談所、各支援団体等と連携を図ると共に、自立支援ネットワーク連絡会をはじめ各種連絡会に積極的に参加し、他施設・他機関との連携を進めていく等、様々な支援の取り組みを行っています。

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本

- [A7]** ① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。

評価結果 A

コメント

「令和4年度 事業計画」2. 基本方針(2)で、一人ひとりのライフヒストリーを大切にし、自己肯定感が持てるよう支援します。とし、同3. 重点支援目標(1)で、子ども一人ひとりの成育歴や特性を踏まえた児童自立支援計画を策定し、自立支援の充実に努めます、としています。職員は、子どもの心情等に寄り添って支援しています。子どもの行動に問題がある場合、単に叱責するのではなく、子どもの権利を無視することなく行動の背景を考えて対応するようにしています。この対応は時には難しい場合もあり、心理士等の支援を受けることもあります。年1回実施する全児童に対する人権に関する聞き取り調査により、職員と子どもの信頼関係を把握しています。

[A8]

② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。

評価結果 A

コメント

「令和4年度 事業計画」2. 基本方針(1)及び(2)で、子どもの自立を支援し、一人ひとりのライフヒストリーを大切にし、自己肯定感が持てるよう支援するとしており、重点支援目標でも、子どもたちと職員がより温かい雰囲気で生活を送ることができるよう、行事や取り組みを充実させ、支援の向上に努めます。としています。重点支援目標でも明確にしていますが、子どもと職員の関係には十分に配慮しています。職員は各ユニットに配置され、夜間も当直職員が勤務しています。そのため、子どもは大人の存在を近くに感じることができ、安心して寝起きができます。年少の子どもがいるユニットは必ず、職員が子どもの傍にいて不安を感じないよう配慮しています。

[A9]

③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考えいとなむことができるよう支援している。

評価結果 A

コメント

学園の基本方針は、「子どもが社会の一員として自立していくよう支援する」ことであり、子ども自身の成長を見守り・支援することとしています。職員は、子どもの行動を規制することではなく、励まし等の声かけを行い、子どもの適切な行動を促す方法に徹しています。但し、今まででは子どもたちに「つまずき・失敗」をさせないように支援する方向でしたが、失敗を経験させて、立ち直ることが児童養護施設の役割であると考え、職員は何時いかなる時も、子どもを援助できるよう寄り添いながら支援に努めています。

[A10]

④ 発達の情況に応じた学びや遊びの場を保障している。

評価結果 A

コメント

学園内では、子ども一人ひとりの自立支援計画により養育・支援をしています。日常生活では、子ども等のニーズに応えるべく、できる限りの支援・対応をしています。幼児から高校生まで生活している学園内では、年齢段階に応じた図書、玩具・遊具等を用意し、利用可能にしています。学校や地域にある遊びや学び等に関する情報は、適宜、入手するように心がけています。現在、ボランティアを多様に受入れており、遊び・読書・学習等に協力をお願いしています。学習ボランティアは学校の退職教員にお願いし、中学生は補習塾の利用が認められており、小学生については希望する子どもは公文教室を行っています。また、通学校とは適宜、連絡を取り面談等をお願いしています。尚、幼児については幼稚園に入園可能になった年齢で通園しています。幼稚園に通う子どもは毎朝、幼稚園の制服に着替え、2人ずつ手をつなぎ、送迎場所まで歩き、幼稚園バスに喜んで乗り込んでいます。幼稚園入園前の幼児は、年少寮(棟) のリビング等で職員と一緒に安全に安心して遊んでいます。

【A11】 ⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。

評価結果 A

コメント

「令和4年度 事業計画」2. 基本方針(1)で、子どもが社会の一員として自立していくよう支援します、としており、社会生活を営む上での必要な知識や技術を日常的に伝え、子どもがそれらを習得できるよう支援しています。また、差別・虐待を許さず、権利侵害を防止するよう指導・支援し、法の順守と規範等(例、門限)を守るよう職員と子どもが共に考え、行動するようにしています。地域との交流は大切なことと心得、ボランティアや里親等の協力の下、養育支援を行い、自治会・学校との連携に努めています。具体的には学校の行事や面談等に参加したり、自治会に加入して町内の子ども会の盆踊りやラジオ体操、クリスマス会等に参加しています。嘱託医はいますが、子どもの発達状況に応じて健康の自己管理もできるよう支援しています。尚、携帯電話(スマートフォン等は高校生以上、夜間は職員が管理)やインターネット等の利用、知識が持てるよう支援しています。

(2) 食生活

【A12】 ① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。

評価結果 A

コメント

学園では、各棟のユニットごとの食事を実施しています。食事については、栄養士・調理員による栄養管理の下、献立作成を行い、完全給食を提供しています。給食は時間によって各ユニットに搬送され、各ユニットの担当職員が盛り付け・配膳を行っています。アルバイトやクラブ活動等により食事時間に合わない子どもには別分けしておき、帰園後温め直して提供しているのを確認できました。尚、配膳前に各ユニットのメンバー（子ども）が、配膳の準備を手伝う姿から食事の楽しみが伝わってきます。食事は、メンバー分（職員・子ども等）が配膳されると、その時に集合した子どもたち等で「いただきます」と、食事を開始しています。食事時間は子どもたちのコミュニケーションの場になっていました。学園として「給食育委員会」を設け、栄養士がとりまとめ、子どもの食事状況、食環境の情報や問題点の共有、食べる適量の把握、好き嫌いを無くす工夫、食事マナーの改善等、毎月のテーマを決めて検討しています。また、調理実習等は月ごとに行われる行事食の他、実習は「ユニット調理実習」、家族ルームでの「心理調理実習」が行われ、児童と職員の触れ合いの場になっています。

(3) 衣生活

- 【A13】** ① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現ができるように支援している。

評価結果 A

コメント

各寮(棟)のユニットごとに、衣習慣の習得に力を入れて支援しています。子ども自ら服装に関心を持つようになったら洗濯等は自分で行っています。外に干す時、部屋前に干す時等、職員も支援しながら対応しています。尚、アイロンや補修等については、一部危険も伴うことを考慮して職員が対応しています。衣服を通して子どもが自己表現をできるよう支援するため、年間 36,000 円（月 3000 円）／1 人（下着類 +5000 円）を予算化しており、服選びに職員と買い物に出ることもあります。また、子どもの成長度合いにより不足が出た場合には + α も考慮しています。

(4) 住生活

- 【A14】** ① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。

評価結果 A

コメント

利用定員 45 名で男子寮(棟)、女子寮(棟)、年少寮(棟)に分かれ、それぞれユニット単位で生活をし、小規模ユニットグループでの養護・支援を受けています。学園は開設 6 年目を迎え、「令和 4 年度 事業計画」3. 重点目標で、子どもと職員がより温かい雰囲気で生活を送ることが出来るよう…支援の向上に努めます、としており、部屋は 2 人室もありますが、個室タイプが整備されており、個人の空間を確保しています。学園内設備や家具等は点検・管理されており、破損等は見当たりませんでした。また、年少児以外は、基本的に部屋掃除は入室している子どもが行いますが、部屋は子ども個々の対応状態が表れています。

(5) 健康と安全

- 【A15】** ① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。

評価結果 B

コメント

医療については、学園内に医務室があり、嘱託医に診察を受けることができます。また、年 1 回横浜市の保健師が来園し、病気や服薬の説明を受けています。「保健・衛生委員会」では、保健衛生、健康の維持増進、予防接種、健康診断、感染症予防・対策、未成年向けのたばこ・飲酒の害等の研修企画を行い、月行事として、身体測定、歯科健診、インフルエンザ予防接種等に対応し、常備薬の在庫確認や手洗い・うがい講習等の研修も実施しています。研修は職員向けや子ども向けを企画しています。

(6) 性に関する教育

- 【A16】 ① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。

評価結果 A

コメント

性教育委員会を設置し、性については心理士が「性教育委員会」で取りまとめをしています。全児童への性教育の実施、職員の子どもに対する性と生への意識の啓蒙、外部研修、外部講師からのノウハウを吸収する等、横浜中里学園としての性教育の確立を目指し、活動をしています。「いいタッチ、悪いタッチ」等、年齢、性別に応じた研修を実施しています。

(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

- 【A17】 ① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。

評価結果 A

コメント

「令和4年度 事業計画」2. 基本方針、3. 重点支援目標等で子ども(入所児童)の権利擁護が挙げられています。いかなる差別や虐待も許さず、権利侵害防止に努める。としており、「リスクマネジメント・人権擁護推進委員会」を設置し、権利擁護、虐待防止等を含め、職員・子どもへの研修企画・実施、ヒヤリハット、苦情への対応、人権に関する聴き取り調査等に対処しています。“いかなる差別や虐待も許さず…”と言われているように、課題のある子ども、学園に入所(園)し間もない子ども等、特別な配慮をする必要があり、職員や心理士が適切な対応ができるよう各職員自らの能力向上に取り組んでいます。如何なる場合においても、対応が不足する時は児童相談所や他機関との連携で対処しています。

- 【A18】 ① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。

評価結果 A

コメント

本項目も「令和4年度 事業計画」の下、定められている養護・支援に取り組んでいます。「リスクマネジメント・人権擁護推進委員会」で企画・実施される研修には職員が参加し、個々の知識・技術向上に取り組んでいます。“親元を離れた子どもを社会の一員として自立していくように支援する”ために、職員が全力で対応しなければ、子どもは「柱」を失ってしまいます。養護・支援の状態を保てるよう、学園の大きな課題として取り組んでいます。暴力、いじめ、差別を生じないよう努力しています。暴力、いじめ、差別等に関しては加害者、被害者のみの問題ではなく、他の子どもの扱いについても配慮し、力の弱い子を支配したがる風潮に発展しないよう、全体的な対応を心がけています。尚、学園内で対応が困難と判断した場合には、児童相談所や他機関との連携で対処しています。

(8) 心理的ケア

【A19】 ① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

評価結果 A

コメント

「令和4年度 事業計画」3重点支援目標で、子ども一人ひとりの成長歴や特性を踏まえた児童自立支援計画を策定し、自立支援の充実に努めます。と謳っています。入所（園）する子どもに心理的ケアが必要な場合には、心理士が職員と共に支援しています。支援が必要な子どもには、心理士による相談も実施（相談室有り）していますが、「自分も相談にのって欲しい」と自ら申し入れる子どもも見られ、心理士と子どもとの良好な関係がうかがえます。また、職員も積極的に外部の研修を受け、対応能力の向上を目指しています。学園内には心理療法に対応する部屋も準備されています。子どもの保護者に助言・援助を行う場合は、児童相談所と連携しています。

(9) 学習・進学支援、進路支援等

【A20】 ① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。

評価結果 A

コメント

各ユニットの自室で勉強ができないという子ども向けに、A棟1階に学習室を準備しています。ユニットでの生活は、年齢の違いや学校のスケジュールが異なり、勉強に集中しにくい場合もあります。そのため学習習慣が身に付くよう学習の為の環境作りとしています。また、子ども一人ひとりの学力に差がないよう学校と連絡を取り、個別的な学習支援も行っています。学習ボランティア（令和3年度は活動延人数24人）の協力を得て、学習の遅れや内容不明点の解消に努めています。忘れ物や宿題については、必要な子どもにユニットの担当職員が確認するようにしています。また、特別支援学級に通う子どもは、現在8名在園し、学校と連携して支援しています。

【A21】 ② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。

評価結果 A

コメント

「令和4年度 事業計画」2. 基本方針で、(3)自立を目指す高齢児等を積極的に受け入れ、社会への足掛かりを築くことができるよう支援します。しており、子どもの進路については、できる限りの支援を行っています。高校卒業後、専門学校や大学等への進学を希望する場合には、資金面として奨学金等の情報提供や、措置延長として園内で生活できるような手配等、できる限りの支援を行っています。この件については今後の課題としています。また、今年度の重点支援目標で、アフターケア事業を挙げ、退園児童の生活安定について、児童相談所・学校等関係機関と連携して機動性のある支援を行うとしています。横浜中里学園独自の自立支援基金の活用を検討しています。

【A22】 ③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。

評価結果 B

コメント

「令和4年度 事業計画」2. 基本方針(3)に基づき、アルバイト等による社会経験として、職場経験を推奨しています。アルバイトによる収入で金銭管理の経験が可能であり、生活スキル・メンタル面の支援も行い、子どもの自立支援に取り組むことが可能になります。アルバイトで夜間の戻りになる際は、帰園時間の連絡の指導をしています。特に女子児童に対しては、安全確保のため厳格に接するようにしています。尚、職場実習としての協力事業主を求めており、探しています。

(10) 施設と家族との信頼関係づくり

【A23】 ① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。

評価結果 B

コメント

子どもが保護者の元に帰ることが叶うよう、そのために児童相談所と協力して保護者(家族)との信頼関係の構築に取り組み、学園では担当職員の他に、経験値の高い家庭支援専門相談員(FSW)を配し、子どもや家族(保護者)の支援に当たっています。

(11) 親子関係の再構築支援

【A24】 ① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。

評価結果 B

コメント

家庭支援専門相談員の下、現実的な取り組みを可能とするための支援方法を検討し、職員と情報共有を図り対策を実施しています。子どもと保護者の面会や、外出、一時帰宅等を勧め、また、保護者と話すため家庭訪問を行い、養育力の可能性確認や親子交流室(学園内に設置)を活用して子どもと保護者の関係修復を図る等、考えられる対策を実施しています。また、児童相談所や学校等関係機関とも協議、連携を図り、家族支援に取り組んでいます。家庭復帰は年2~3件、今年度も年少1名、中学女子1名の計2名が家庭復帰の予定であり、面会・関係修復に向けて子どもの体調を整えています。週末、里親のフレンドホームも活用しています。